

産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会（第13回）

議事録

日時：令和6年6月14日（金曜日）13:00～15:00

場所：経済産業省会議室及びオンライン

出席者

○委員出席者：新宅委員長、生駒委員、井上委員、大松沢氏（大矢委員の代理）、
柿本委員、鈴木委員、筑紫委員、富吉委員、福田委員、
高橋氏（松浦委員の代理）、森川委員、吉高委員、渡邊委員

○オブザーバー：消費者庁消費者教育推進課

環境省「ファッションと環境」タスクフォース

○事務局：経済産業省製造産業局生活製品課

議事録

1. 開会

○経済産業省生活製品課 田上課長

定刻になりましたので、これより第13回産業構造審議会製造産業分科会繊維産業小委員会を開催いたします。事務局の経済産業省製造産業局生活製品課の田上です。

委員の皆様におかれては、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。委員の御出席の状況ですが、本日は、大矢委員、久我委員、松浦委員が御欠席、柿本委員、筑紫委員、森川委員がオンラインで御出席、新宅小委員長、生駒委員、井上委員、鈴木委員、富吉委員、福田委員、吉高委員、渡邊委員、大矢委員の代理として日本化学繊維協会の大松沢様、松浦委員の代理としてU Aゼンセンの高橋様が経産省の会議室で御出席をいただいております。

以降の議事進行につきましては、新宅小委員長にお願いしたいと存じます。

○新宅小委員長

大変暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。議事の前に私から2点ほど御紹介させてください。

本日は、リサイクルされたポリエステル100%のシャツを着ております。このシャツは、

回収した衣料品の中から古着として再利用できないようなものの中でポリエステル100%のものを選別して、帝人フロンティアさんがケミカルリサイクルで再資源化した原料を用いて生産したものと聞いております。生地製造も縫製も日本で実施しているということでもあります。

シャツの素材はケミカルリサイクル100%でできておりまして、たて編みのニット素材ですので、ストレッチ性と通気性、吸汗速乾性に優れているということでございます。次に御紹介するのは天然繊維のものなのですが、これはケミカルリサイクルなので、色は本当に真っ白なピュアなバージン素材とほとんど変わらない。私などが見たら全然分からないというものです。

帝人フロンティアさんは、この技術開発を行っている事業所が四国にありまして、再生している工場の現場を私自身も拝見しに行ったことがあります。これはポリエステル100%から再生したのですが、その場でやっていらっしゃったのは混合のもの。綿とポリエステルと混合のものの中から綿を取り出して、ポリエステルだけ残して再生するという技術もほぼ確立しているというお話でした。今日はピュアなポリエステル100%のものから作られているということで、大変着心地のいいものでございます。

もう一つがこちらになるのですが、3月の第10回小委員会で御発表いただいた日清紡テキスタイル株式会社さんが製造いたしましたコットン由来の再生セルロース繊維を100%使用したドレスシャツです。再生セルロースフィラメントの製造に当たりましては、日清紡さんが2022、23年度NEDO先導研究プログラム/エネルギー・環境新技術先導研究プログラム「植物由来繊維資源循環プロセスの研究開発」ということで、これは3月の小委員会で御発表いただいたので、そのときの資料に掲載されていますが、イオン液体を溶媒として再生したというものでございます。フィラメントの糸でやっているもので、少し光沢のある素材に仕上がっています。これ皆さんに回しますので、よければ直接御覧ください。

こうした技術がどんどん実現しつつあるわけですが、実際にこうやって出来上がった製品が、技術的課題もそうなのですが、いろいろな制度的課題とか社会的な認識を乗り越えて、今後ますます発展して普及していただきたいと思います。この委員会の議論がその基礎になることを願っております。

それでは、本題に戻りまして、私のほうで議事を進めさせていただきたいと思います。最初に、事務局から御説明をお願いいたします。

○田上課長

それでは、事務局から資料3、前回御議論いただきました「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（案）」につきまして、前回の御指摘を踏まえた修正を中心に説明をさせていただきます。その後、4―1で「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間取りまとめ」について説明をいたします。その後、資料5と6でございます。ちょっと長くなりますが、御容赦いただければと思います。

まず、資料3を御覧いただければと思います。前回、ガイドライン案を事務局から提示させていただいた際に、中小企業の方々がやってみようかという形になるように、事例集を入れてはどうか。また、いつまでに何をやるのか時期を明示できないか、大手のアパレルさんについては早い時期に100%できないかといった御意見をいただきました。また、中小企業を中心に取り組みやすくするために、データを入れたらCO₂排出量が出るようなウェブサイトが構築できないかですとか、消費者に対し、開示情報を品質表示タグにつけて分かりやすくできないか。また、生物多様性に関する記述を丁寧にするべきではないか、環境以外についても人権に対する記述やウルトラファストファッションについても言及すべきではないかという御指摘をいただきました。

まずは2ページ、3ページに用語の説明を入れさせていただいております。基本的に3はページにありますように、小学館の「デジタル大辞泉」などを踏まえて作成しました。

続いて4ページ、ガイドラインの趣旨・目的でございます。こちらは前回と趣旨は変わっていません。

飛びまして6ページ、本ガイドラインが想定する対象者ということで、まず(1)繊維製品を企画、設計し、消費者に販売するアパレル企業、商社、(2)繊維・アパレル産業のサプライチェーン上の紡糸、紡績、染色などを行う企業と書いています。このガイドラインについて、「特に」というところで、近年販売量が拡大している、いわゆるウルトラファストファッションと呼ばれる事業者においては、本ガイドラインに基づく取組が強く期待されると記載させていただきました。ウルトラファストファッションの企業にもしっかり取り組んでいただけるように我々も働きかけをしていきたいと思っています。

7ページ、ガイドラインの構成・利用方法でございます。こちらあまり修正はしていません。

8ページ、情報開示をめぐる国内外の制度動向ということで、こちらも前回御説明からあまり変わっていません。

続いて13ページ、情報開示の基本的な方法ということで、一番下に、消費者は投資家に比べ、開示情報へのアクセスが疎かになることが考えられる。品質表示タグなどにQRコードを印刷するなど、効果的な開示方法について検討が必要であると追記いたしました。

続いて、14ページから情報開示が期待される項目でございます。(1)製造工程におけるエネルギーの使用量、温室効果ガス排出量と。開示内容の詳細と参考となる指針や指標ということで、それぞれ整理をさせていただいています。事例をできるだけ入れてはどうかという御提案をいただきましたので、各企業に確認を取って、例えば温室効果ガス排出量のところではC F C Lの事例を御紹介しています。

(2)水の使用量になります。(3)環境に配慮した原料・素材の使用ということで、こちらにも事例としてアシックスや蝶理、アイトスの事例を追加しています。(4)使用、廃棄に係る環境負荷でございます。こちらについても東和の事例を紹介させていただきました。(5)化学物質の使用量、(6)製品販売の排気量ということでございます。

続いて、(8)で生物多様性に関する取組ということで、こちらについて記載を丁寧にすべきではないかと御指摘をいただいております。そこで、生物多様性への投資などの取組を進めることでネイチャーポジティブの推進に寄与することが期待されていると追記をしました。企業における生物多様性配慮の取組への期待が企業の価値評価へ大きな影響を与えるようになりつつある。生物多様性に対して何も行動しないことは、経営上の大きなリスクとなる可能性がある」と記載して、参考となる指針や指標として、環境省で公表されている生物多様性民間参画ガイドラインを御紹介させていただいています。

続いて「おわりに」ということで、このガイドラインは中小企業に積極的に使っていただけるように、23ページの最後に、このガイドラインに基づいて、中小企業が積極的に環境配慮情報の開示に取り組めるよう、中小企業における情報開示の負担を軽減していく取組も必要であり、基本的な情報を入力することで開示項目が策定できるようなウェブサイトを活用するなどの支援について検討すべきであると追記いたしました。

続いて、24ページです。このガイドラインは環境配慮を中心にまとめたものになりますが、人権や動物愛護についても記載すべきではないかと御指摘をいただきました。今後このガイドラインを改定していくに当たりましては、人権配慮についても検討していきたいと思います。サステナビリティ推進に向けて、将来的には環境配慮に加え、人権配慮に関する取組の情報開示も求められることから、繊維・アパレル企業の海外展開を見据え、国際的な開示枠組みやS B B Jの国内主要枠組みとの整合性も検討していくべきであると

記載いたしました。

最後に目標について、少し野心的な目標を設定してはどうかということで、前回、鈴木委員から、アパレル・ファッション産業協会の会員企業における上場企業については2年後を目途に何らかの開示を進めたいとおっしゃっていただいたと思います。2026年を目途として、国内の大手アパレル企業における情報開示を徹底し、2030年度を目標として、国内市場における主要なアパレル企業において、情報開示率を100%にすることを目指すということで記載をさせていただきました。このガイドラインに基づきまして、私どももしっかり業界の皆さんと連携して取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、中間取りまとめでございます。前回、骨子をお示しして、目標値の根拠や消費者に受容されるための仕掛け、フランスのウルトラファストファッション規制法について、サプライチェーンの強靱化に関する支援について御指摘をいただきました。こちらもしっかり記載をしたつもりですが、不十分なところがあれば御指摘いただければと思います。

まず4ページから「はじめに」でございます。「はじめに」では、繊維産業の状況について、ここ30年で大きく変化していると記載をしています。下に衣料品の供給点数のグラフを掲載させていただいています。2022年には90年と比べて1.8倍となっており、衣料品の低価格化に伴って衣料品の供給量、消費量が増加しています、供給量の増加に伴って、製造工程における環境負荷を増大させる可能性や、サプライチェーン上の人権問題のリスクを拡大する可能性がある」と記載をしています。こうした背景で、EU理事会では、未使用繊維製品の廃棄禁止などを盛り込んだエコデザイン規則が本年5月に採択され、さらなる取組の強化も見込まれているところです。

5ページです。また、衣料品の輸入が増加し、低価格化が進展しています。輸入割合は1990年代から増加傾向にありまして、2022年には数量ベースで98%を占めるようになっています。また、図3にありますように、衣料品の価格はここ30年間で大きく低下している状況でございます。

6ページです。こうした状況から、この30年間の市場変化によりまして、安価な海外製品との低価格競争が顕著になり、国内の繊維産業のサプライチェーン、特に染色工程や縫製工程では、生産拠点を人件費の安い海外へ移転するなどの対応を迫られたり、廃業を余儀なくされたりする事業者も少なくありません。もともと日本の繊維産業は、繊維産地におきまして、高い技術力やクラフトマンシップを背景とした分業体制が産業基盤を支えて

きたわけですが、最近では海外移転や廃業によってサプライチェーンが毀損しつつあると記載しています。

こうしたことを踏まえて、経産省で2021年11月に産業構造審議会繊維産業小委員会を設置いたしまして、2030年に向けた繊維産業政策の方向性について審議を重ね、2022年5月に「繊維ビジョン」を取りまとめていただきました。ビジョンでは、2030年に向けて今後の繊維産業政策として「新しいビジネスモデルの創造」や「技術開発による市場創出」、「海外展開における新たな市場獲得」という3つの戦略分野と、「サステナビリティの推進」、「デジタル化の加速」という2つの横断分野を設定して、これに基づいて政策を行ってきたわけでございます。

7ページにこれまでのビジョンを踏まえた取組の状況をまとめています。こうした中、繊維産業を取り巻く環境変化が加速度を増しているということで、今後2030年に向けて着実に政策を実施していくためにビジョンの取組のさらなる強化が必要であるということで、繊維産業小委員会を再開した、ということに記載いたしました。

9ページから諸課題の分析と論点の整理でございます。先ほどから申し上げていますが、衣料品は製造工程が海外に移転したことで国内の生産量が減少していますし、また市場規模も縮小しています。残念ながら2022年には8.7兆円まで減少してしまっていて、日本の人口が減ってきている中で今後、衣料品の市場規模が増加に転じることは難しいのではないかと見ています。

10ページです。こうしたことから、産業が競争力を維持、強化していくために、繊維・アパレル企業が国内市場だけではなくて、今後成長が見込まれる海外の衣料品市場への参入も視野に入れた経営戦略を取っていただく必要があるのではないかと考えています。日本からの繊維製品の輸出のうち、今大きな割合を占めているのがテキスタイルです。11ページの各国の主要な繊維製品の輸出内訳のグラフでは、日本を一番左側に掲載していますが、黄色のテキスタイルは、全体の26%を占めています。これは他国と比べ、大きな割合を占めており、日本のテキスタイルが国際的に高い評価を受けていると言え、ここをいかに伸ばしていくかが1つの課題だと思っています。

ただ、最終製品の赤の占める割合が小さく、日本の縫製企業には、高度な縫製技術を生かして、海外で高い評価を受け、国内外のアパレル企業から多くのOEMを受けている企業もございます。国内外で高い評価を得て、ファクトリーブランドを立ち上げて収益を高めている企業もいらっしゃいます。前回、生駒委員から、最終製品についても日本のもの

づくりが見直されているという御指摘をいただきました。こういったことも踏まえて、日本の繊維産業政策としては、まずは先行しているテキスタイルの輸出をしっかりと拡大していくこと、最終製品における国際的な評価の確立に軸足を置いていくことで、海外展開をしっかりと進めていくことが重要になるかと思います。

しかし、海外展開を進めていくには、欧州で急速に制度整備が進んでいる環境や人権への配慮といったサステナビリティについて、グローバルな水準での対応が必要不可欠になります。国際的なアパレル企業では、欧州における制度整備に先んじて、環境、人権配慮の対応が始まっておりますが、日本の繊維企業では、一部の企業でサステナビリティ推進に向けた取組は始まっていますが、多くの繊維企業では、今後の取組が期待されるというように記載しています。

国内外の投資家や消費者の意識の高まり、海外のアパレル企業からの求めによって、環境、人権への対応は必須になってくると考えています。「繊維ビジョン」では、取り組むべき横断分野としてサステナビリティの推進が位置づけられておりまして、欧州では、制度整備が急速に進展していることから、日本でも国や自治体、大学と連携して、企業が対応できる環境を整備していくための施策を講じていくべきと記載しています。

また、人材の確保についても、繊維産業に従事される労働者の数は減少傾向にありまして、2023年には35万人にまで減少しています。人材確保が難しい背景については、繊維産業に依然として残っている独特の商慣習があります。脚注に記載していますが、これはあくまでも1つの例ですが、上代、お店で売っている洋服の値段が先に決まって、利益を差し引いた残りから逆算で縫製、染色といった加工賃が決定され、十分な価格交渉が行われずに発注されてしまう商慣習が一部の企業に残っていると記載しています。こちらについては私どもも取引適正化をしっかりと進めていきたいと思いますが、こうした昔ながらの商慣習についてはしっかり見直しをして、サプライチェーン全体で取引の適正化を進めていくことが必要と思っています。

加えて産業全体として賃金が低いことにも原因がありまして、外国人材を含めた人手の確保や取引適正化による賃上げの原資確保といった労働環境の整備に関する取組強化が必要であると記載しています。

また、12ページの下、付加価値の高い繊維製品を製造していくためには、国内の繊維産業の産業基盤の強化も不可欠になります。繊維産業では、海外移転や経営者の高齢化、人手の確保が問題となっておりまして、産地の企業さんの廃業が相次ぐことで、サプライチ

チェーンが毀損されつつある状況でございます。

日本では、繊維産地と呼ばれる特定の地域に事業者さんが集中して、事業者間で連携したものづくりが行われてきました。このサプライチェーンの中で、1つでも重要な企業が抜けてしまうと、全体が毀損してうまく仕事が回らない、ということになりかねないということで、サプライチェーンの強靱化も重要な課題となるかと思います。

したがって、今回の小委員会では、繊維産業が抱える喫緊かつ重要な課題を、1つ目が環境配慮といったサステナビリティへの対応、2つ目に人材確保・取引適正化の対応、そして3つ目に繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性ということで審議、検討したと記載しています。

続いて、14ページから環境配慮に関する国内外における政策動向でございます。繊維製品における環境配慮に関する制度整備については、国際的にも取組が進んでいる状況ですが、特にEU、さらにその加盟国であるフランスにおける取組が先進的でありますので、EUやフランスの政策担当者の方にもプレゼンをしていただきながら議論を行ったと記載しています。

まず3-1でEUにおける政策動向でございます。EUでは2022年3月に「持続可能な繊維戦略」、欧州繊維戦略において、2030年までに欧州の中で販売される繊維製品について、耐久性があり、リサイクル可能で、リサイクル済み繊維を大幅に使用するという目標が掲げられています。この目標を達成すべく、「エコデザインの要件化」や「『デジタル製品パスポート』の導入による環境面での情報提供の義務化」、「過剰生産・過剰消費からの脱却」、「未使用製品の廃棄抑制」、「拡大生産者責任の見直し」、「グリーンウォッシュ規制」といった具体的な取組が提言されています。

15ページの下半分のパラグラフはこの説明になりますので、続いて15ページ、欧州繊維戦略で提言された具体的な取組に関しては、個別政策が動き出しています。先ほどのエコデザイン指令を改正する形で、今年5月に欧州理事会で採択されたESPRにおきまして、新たに衣服、履物が対象製品に追加され、エコデザインの要件化やデジタル製品パスポートによる環境面での情報提供の義務化などが規定されています。

エコデザインの要件化については、エネルギー効率に加えまして耐久性、信頼性、修理の可能性やリサイクルの可能性、懸念すべき物質の有無やリサイクル材の含有量、炭素、環境フットプリントなどの持続可能性要件が規定されています。こうした情報については、デジタル製品パスポートを通じて消費者へ情報提供することも求められると記載していま

す。

また、E S P Rでは、未利用繊維製品の廃棄禁止も規定されています。売れ残った商品について、廃棄した商品の数量とその理由を毎年報告しなければならず、施行の2年後からは売れ残った衣料品や付属品、履物を対象に廃棄が禁止されることが決まりました。

環境配慮についても情報開示が進んでおり、サステナビリティ報告指令（C S R D）を2023年1月に発効して、ダブル・マテリアリティ原則が明確化されました。これは情報開示を行う評価軸のことではありますが、気候関連の課題が「企業の財務に影響を与えるかどうか」というファイナンシャル・マテリアリティに加えまして、「自社の活動が環境、社会に影響を与えるか」というインパクト・マテリアリティも用い、この両方に焦点を当てるダブル・マテリアリティの原則が明確化されたと記載しています。

続いて16ページ、こうした取組に加えて、消費者における環境意識が高まってきたということで、消費者に対して誤認を与えるグリーンウォッシュが問題になりつつあることを記載しています。E Uでは、包括的にグリーンウォッシュを規制する制度的な枠組みの整備が開始されています。こちらは日本でも欧州に製品を輸出する企業は対応していかなければ、グリーンウォッシュだと指摘されることになりかねませんので、日本の企業でも対応すべきということです。

続いて、先進的な取組を行っているのがフランスの政策動向です。2020年2月にA G E C法に基づいて、繊維製品の環境負荷の低減に向けた取組が進んできており、この法律は繊維製品の売れ残り商品の廃棄禁止と再利用、リサイクル、寄附を企業に義務づけているものでございます。

また、このA G E C法では、拡大生産者責任の考え方が導入されています。この枠組みの中で国がリサイクルや廃棄物の管理を行う「エコ・オーガニズム」と呼ばれる非営利団体を規定いたしまして、生産者や輸入業者が支払うリサイクルのための拠出金を基に、修理のための基金を立ち上げることの義務づけがされています。この制度ができて、修理される衣料品や靴の量を2028年までに35%へ引き上げることを目指しているということです。

また、18ページ、A G E C法に基づいて制定された政令では、消費者に対する情報提供とグリーンウォッシュが疑われる曖昧な表現の禁止が規定されています。消費者に対する情報提供としては、リサイクル素材の利用率やリサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有に関する情報が義務化されています。また、グリ

ーンウォッシュに関しても、「生分解性」や「環境に優しい」といった表現や、これに類する表現を記載したラベリング、表示も禁止されているということでございます。

また、今年3月、繊維産業の環境への影響を軽減することを目的とした法律案が議会へ提出されています。この法律は、消費をあおる低価格を記載した広告を禁止して、違反した場合には1製品当たり最大10ユーロの罰金が科されることとされており、フランスでも急速に市場が拡大しているウルトラファストファッションに対して規制を行うものとなっています。こちらについては福田先生から御指摘があった内容を記載しています。

3—3、日本における政策動向でございます。日本では、循環型社会形成推進基本法に基づきまして、「循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。次の第5次基本計画では、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の対象製品の1つとして、繊維製品が挙げられています。

また、成長指向型の資源自律経済戦略におきましても、衣類、繊維の分析が行われておりまして、特にトレーサビリティの取得が目指すべき方向性として取り上げられています。

このように繊維産業を含む産業全体で環境配慮の取組が進んできています。欧州、フランスに代表される先駆的な取組を行っている海外の動向にも注意しながら、経済産業省においても各国政府とも連携しながら、国内における制度検討を行っていくべきであると記載しています。

その中で19ページですが、資源の有効な利用の促進に関する法律などの関連法制での対応も検討しつつ、繊維産業におけるサステナビリティの強化に取り組んでいくことが期待されるということを記載いたしました。御提言ということで承りたいと思います。

続いて、20ページから環境配慮等のサステナビリティへの対応でございます。こちらについては、昨年行いました繊維製品における資源循環システム検討会で取りまとめた報告書を前半記載しています。

4—1、衣料品の回収量の増加に向けた制度整備でございます。検討会で取りまとめた報告書の中で、左上、回収のところで大きな問題になっている、いわゆる専ら物の問題についてです。

こちらは環境省に対応を頑張っていたいたわけですが、専ら物について21ページからお話をしますと、廃掃法に基づいて、昭和46年の通達で、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の1つとして古繊維が規定されてきました。古繊維について、廃掃法と通達が制定された当時は、産業用雑巾への再生利用が容易であった天然繊維が繊維製品の主であった

のですが、油を吸わない化学繊維が普及してくると、使わなくなった衣料品の様なウエスへの再生利用が難しくなってきた、化学繊維について再生利用が可能か否かという判断が分かれることから、回収を行う自治体と処理を行う自治体とで判断が分かれるということがありました。

これを解決していくために、検討会報告書では、専ら物の取扱いに関して自治体が再生利用可能か否かを判断しやすくなる環境を整備するため、環境省において、自治体や事業者のグッドプラクティスを収集、整理することや、故繊維の再生利用に関する技術を有した事業者を自治体に向けて発信する仕組みの整備を行うことになっていました。

そうした中で、脱炭素化と再生資源の質と量を目的とした資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律が本通常国会で成立いたしました。この法律は、再資源化事業などの高度化を促進していくための基本方針の策定や、資源循環産業全体の底上げを図っていくために廃棄物処分業者の判断基準となる事項の策定・公表、先進的な再資源化事業の高度化の取組を環境大臣が認定する制度を創設して、認定の効果としての廃棄物処理法の特例措置が盛り込まれています。

これによりまして、自治体や事業者による衣料品回収への参画が促され、消費者においても衣料品回収の意識醸成を図っていけるということで、家庭から廃棄される衣料品の削減を図っていくことになっています。

こちらを踏まえて、2030年時点において、家庭から手放される衣料品のうち、廃棄されるものを2020年度比で25%、12万トン削減していくという目標を掲げることといたしました。こちらは環境省が目標を立てたということです。

4ー2、資源循環システム構築に資する技術基盤の整備でございます。こちらは副資材の除去や選別の自動化、複合素材繊維の分離、再資源化。新宅先生に今着ていただいておりますようなケミカルリサイクルなどの技術開発を進める内容を記載しています。

こうした技術開発を進めていくことによって、先ほどの環境省の目標も踏まえながら、繊維から繊維にリサイクルしていく体制を確実に構築していこうと考えていまして、25ページですが、2030年度において5万トンの廃繊維を原料として、リサイクル繊維を生産できる体制を構築していきたいと考えています。

4ー3、繊維製品における環境配慮設計の推進でございます。先ほど欧州の状況をお伝えしましたが、エコデザイン要件が規定されて、国際的なアパレル企業を中心に環境配慮素材の需要が高まっています。

日本の繊維産業においても環境配慮設計が必要となってきましたので、今年3月に環境配慮設計ガイドラインが策定されました。こちらについては26ページですが、サプライチェーンを支えていただいている中小企業だけではなくて、これから産業に入ってきていただくファッションを学ばれる学生に対しても積極的に紹介をしていきたいと考えていますし、欧州との制度調和を見据えながら、環境配慮設計のJ I S化、I S O化を加速させていきたいと考えています。2024年度からJ I S原案の策定を開始いたしまして、2026年にはI S Oへ提出できるように検討を加速すべきであると考えています。

また、この環境配慮設計ガイドラインに基づいて設計された繊維製品の国内での普及を図っていくために、民間需要に先駆けて政府調達での取組を推進していくべきだと。具体的には、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の特定調達品目における対応を検討し、政府調達の中にしっかり入れなさいということを書いています。

ほかに26ページ一番下のパラグラフですが、環境配慮設計ガイドラインが企業で使われやすくなるための取組も重要であるということで、特にC O₂の排出量などについてL C Aやカーボンフットプリントに関する算出、評価のための分かりやすい手順書を作成するほか、大学や試験研究機関における人材育成、技術指導支援を推進することが必要であると書いています。

27ページです。こうした取組を踏まえて、2030年においては環境配慮設計ガイドラインに基づいて事業活動を行われる繊維・アパレル企業を全体の80%まで拡大していくことを目標にしてはどうかということを記載いたしました。

4—4、情報開示の推進とグリーンウォッシュへの対応でございます。こちらについては先ほど環境配慮情報開示ガイドラインのところで御紹介いたしました。一番下のところ、改めて目標として、2026年度を目途として、大手アパレル企業における情報開示を徹底し、2030年に向けて、国内の主要アパレル企業において情報開示率を100%にすることを目指してはどうかと記載しております。

こうした企業の取組に加えまして、消費者に対する取組ということで28ページです。消費者庁、文科省とも連携しながら、繊維製品のサステナビリティ推進に係る消費者の行動変容を促していくとともに、消費者教育を推進していくと。サステナブルファッションやエシカル消費に係る特設サイト、SNSを活用したサステナブルファッションの実践事例などの情報発信を引き続き行うとともに、若者向けの教材の作成、若者におけるサステナブルファッションに関する意識の向上に向けた取組を検討するという内容を記載いたしま

した。

4—5、適量生産・適量消費に向けた取組の方向性でございます。こちらについてはもう少し議論をしていければと思っておりましたが、2030年において市場供給量を減少に転じさせることが期待される、2040年において適量生産・適量消費達成を目指していくと記載しています。適量生産については、適量の定義や付加価値の高い繊維製品製造の推進に向けた取組について、さらに検討すべきということを記載いたしました。

続いて30ページ、人材確保・取引適正化の推進でございます。人手の確保については重要な課題になっており、一方で労働環境の改善も大きな課題になっています。

これまで、外国人技能実習生の受入れを行ってきた一部の企業において、長時間労働や割増賃金の不払いといった法令違反が指摘されて、業界全体の評価を下げる一因となっていました。この様な事態を踏まえ、繊維産連においてILOの協力を得て、2022年7月に「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定していただきまして、責任あるサプライチェーン管理の取組を進め、ガイドラインに沿って人権尊重の取組を進めることに賛同した事業者において「責任ある企業行動実施宣言」を行っていただいております。今では1,100社以上の企業で宣言をいただいております。

今般、特定技能制度の対象業種に繊維業を追加することが決まりましたが、それに当たって、受入れ企業には、「国際的な人権基準を遵守すること」、「勤怠管理の電子化」、「パートナーシップ構築宣言の実施」、「特定技能外国人の給与を月給制とする」4つの要件を課すこととしておりまして、その要件を設定して、良好な就労環境の整備が望まれます。

国際的な人権基準の遵守という要件に当たっては、特に中小企業の監査をしっかりとやっていくということで「Japanese Audit Standard for Textile Industry（JASTI）」（仮称）を策定していくこととしています。こちらについては2024年度中の運用開始を目指すとして記載しています。このJASTI（仮称）の活用、普及を図っていくことで、監査への対応コストの低減にもつながっていくようにしていくべきであり、将来的な認証制度の確立や既存の国際認証との相互承認等も視野に継続的に検討を行うべきと記載いたしました。

続いて33ページです。先ほど業界特有の商慣習について御紹介いたしましたが、取引適正化もしっかりやっていくということを記載しています。

最後に、サプライチェーンの維持に向けた取組の方向性でございます。繊維産地におけ

るサプライチェーン上のチョークポイントを失って、サプライチェーン上の取引先へ影響が伝播する等のリスクが増大しており、このチョークポイントを見極めて対応していくことが必要であるということを記載しています。早い段階からチョークポイントとなる企業を見つけていくことや、事業再構築補助金の中でサプライチェーン強靱化枠を今回から措置しておりますので、後で御紹介させていただきたいと思います。

最後、「おわりに」ということで、今回、2030年をターゲットに各種取組を進めていくことにいたしました。必要なタイミングでフォローアップを行い、2030年に向けて見直しを検討しつつ、2040年に向けて資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成に向けて、状況を見ながら追加的な対策も検討していくべきではないかと記載いたしました。

もう少し分かりやすくするために、4―2でロードマップを用意しています。2024年から2030年に向けてどういった取組をしていくのか、それぞれKPIをどのように設定するかをまとめたものになります。

続いて、資料5です。こちらはおわびでございます。第11回の事務局資料3―2におきまして、出典の表記が間違っておりまして、労働力調査について厚労省と書いていたのですが、正確には総務省統計局になります。おわびいたします。

最後に資料6、事業再構築補助金サプライチェーン強靱化枠でございます。これは今回、12回の公募からサプライチェーン強靱化枠が設けられました。このサプライチェーン強靱化枠ですが、2つありまして、3ページ、国内回帰と地域サプライチェーン維持・強靱化というものでございます。

国内回帰は、海外で製造していた製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を国内に戻してくるものが対象です。そして、地域サプライチェーン維持・強靱化は、地域のサプライチェーンの維持において必要不可欠で、その供給に不安、不足が生じ、または生じるおそれのある製品について、先進性を有する国内生産拠点を整備するというものでございます。

先ほどの繊維産地のサプライチェーンの維持でいろいろな課題になっておりますチョークポイントの問題については、サプライチェーン強靱化の補助金が恐らく使えると思いますので、うまく産地の企業には使っていただきたいと思います。私どもも産地の繊維協会などを通じて周知はさせていただいておりますが、産地がサプライチェーンを維持できるように経産省としてもしっかり取り組んでいきたいと思っています。

長くなりましたが、以上でございます。

○新宅小委員長

大変丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。中間取りまとめの案を前回の委員会で皆さんにお示しして、御指摘されたところを大体修正していただいたということでございます。ポイントは資料4―2、中間まとめの中にも最後のところにあるのですが、繊維製品資源循環ロードマップに要点はうまくまとめられていると思います。

取りまとめの文章で言うと、4―1から4―4に当たるところがそれぞれこのロードマップのところで、衣料品回収、2番目が循環システム構築に関する技術基盤整備、3番目が環境配慮設計ガイドラインを普及させるというお話、それから4番目が情報開示とグリーンウォッシュということで、この4つが基本で書かれておりまして、最後に適量生産・適量消費と人材確保、取引適正化というのがプラスの課題として書かれているという形でございます。

それでは、続きまして自由討議に入りたいと思います。いつものように、こちらにいらっしゃる方はネームプレートを立ててください。それから、オンラインの方は挙手等のアクションをお願いしたいと思います。それでは、どうぞ、よろしくお願いいたします。今日は取りまとめの最後になりますので、ぜひ皆さん、追加の御意見がございましたらよろしくお願いいたします。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

よろしくお願いいたします。今回このガイドラインを拝見させていただいて、事例もいろいろ書かれていて、我々は当事者なのですから、開示が非常にやりやすくなったという気がします。この情報を会員企業と共有して、ロードマップに書かれているように、できることからなるかと思うのですけれども、2年後までに会員企業における上場企業は何らかの形で開示を進めてまいりたいと思います。「30年までにアパレル全体が開示する」と書かれていることには、少し驚きましたが、当協会として先導していきたいと思います。今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。100%を計算するにあたっての分母は何かという点は様々な言いようがあるかと思うのですけれども、一応主要企業ということで。

○田上課長

まずはアパレル産業協会の（上場）企業からお願いします。

○鈴木委員

いろいろありがとうございます。

○新宅小委員長

高橋さん、お願いします。

○高橋氏

御説明どうもありがとうございました。まず、ガイドラインなのですから、大変分かりやすい内容になっていると私も思っております。特に「おわりに」のところで中小企業が取り組みやすい環境も整備いただけるということも記載いただいておりますし、さらには、24ページの一番上に書いてありますけれども、そういったものに伴ってコストが増加した場合には、それもちょうど適切に転嫁すべきということも記載いただいておりますので、引き続き中小企業の取組についても、ぜひ御支援をよろしくお願いしたいと思っております。

それから、中間取りまとめにつきまして2つほど意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、これも中小企業に対する支援のお願いになりますけれども、27ページです。繊維環境配慮設計ガイドラインにのっとって事業活動を行う企業を80%に拡大するというのが一番上に書かれているのですが、この設計に従って製造する、あるいは加工することになった場合には、やはりそれなりの設備投資が必要になってくることもあろうかと思っております。特に川中は中小企業が多いので、こういった企業に対する支援が必要になってくると思っておりますので、こういった設備投資に関しても今後、支援をお願いしたいと思っているところでございます。

それから、意見の2つ目といたしましては、次の28ページに書いてあります4―5です。2段落目に国内の特色ある事業者の技術に裏づけされた高付加価値な繊維製品の製造によって海外製品との差別化を図っていつて、低価格競争を回避すると書いてございます。やはりそうあるべきだと思うのですけれども、実際には、今現在もウルトラファストファッションと呼ばれるものがeコマースを通じて多く流通しているのも現実でございまして、いかに適正価格での国内流通を維持していくかが重要になってくると思っております。

ですので、ウルトラファストファッションに対してどうするかという対応についての視点も持つておくことが重要だと思っておりますし、これは国内だけではなくて国際的な取組が必要になってくると思いますので、国内消費者の行動変容とか意識改革だけではなく

て、国際的な連携の中でもぜひ、こちらについても対応を検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。オンラインで森川先生。

○森川委員

信州大学の森川です。まず、「情報開示ガイドライン」及び「中間取りまとめ」をおま
とめいただきまして、ありがとうございました。

「情報開示ガイドライン」につきましては、本文にもありますように、中小企業やアパ
レル企業が主体的に情報開示を進められるというところにポイントを置かれて、事例やワ
ークシート、数値等を入れて分かりやすく、また取り組みやすい内容に整理をしていただ
いたと思っております。

また、本文中にEUやフランスなど海外の状況でありますとか、日本政府、各省庁など
国内の状況も入れていただきました。企業が環境配慮情報の開示をすべき本質的な背景も
入れていただいたことで、各企業における取組の必要性、意識、モチベーションにつなが
るという意味で、この部分も大変重要なポイントになっていると思いました。

一方、「中間取りまとめ」につきましても、これまでの「繊維ビジョン」さらに「繊維
技術ロードマップ」「資源循環システム検討会」等での議論も含めて、またそれらをばら
ばらではなく連関させて整理をしていただいております。俯瞰的、網羅的にまとめられた報告
書（まとめ）となっていると思っております。ありがとうございました。

読ませていただいて感じたことを2点だけ述べさせていただければと思っております。

まず、「環境配慮設計ガイドライン」や今回の「環境配慮情報開示ガイドライン」によ
って、個々の企業の環境配慮情報の開示が進めば、今後、さらに繊維製造のプロセス、こ
れは長いサプライチェーンになりますけれども、これらをつないだScope 3に対応した取
組が進んでいくのではないかと期待しております。先ほど「サプライチェーン強靱化事業」
につきましても田上課長から御説明がありました。環境省からも「バリューチェーン全体
での脱炭素化推進モデル事業」等の公募アナウンスがされており、複数社による連携した
環境負荷低減の取組を促す内容になっていると考えます。そういった意味で、繊維産業も
各企業でこのような国のモデル事業に積極的に関わっていくことが大変重要と感じました。

もう一点、これもガイドラインや中間取りまとめにも関連する事項が記載されておしま

すが、今後、LCAやCFPなど、工程に沿った科学的な計測や算定技術の部分、さらにサプライチェーンをつないだ全体の最適化といった部分で「研究的な要素」が必要になってくると思っています。今回ガイドラインとして整理されました環境配慮設計や環境配慮情報開示などは、基本的にはまず各企業で個々に取り組まれると思いますが、次のフェーズでは、企業の技術者だけでなく、繊維に関係する研究者や技術者、さらに産業技術総合研究所などの研究機関が参画して、「産官学」による研究体制や具体的な取組が必要になってくるのではないかと考えております。

これらも含めまして、今後、関係者による様々な接点でのコミュニケーションが、より重要になってくると思います。その仕組みづくりをどのようにしていくか、それが次のフェーズへ向けての重要な課題であると考えております。

以上です。

○新宅小委員長

森川先生、どうもありがとうございました。それでは、富吉委員、お願いします。

○富吉委員

日本繊維産業連盟の富吉でございます。今回の中間取りまとめ、非常に網羅的にきっちりとまとめられていると思いますので、表現ぶりに対する意見はないのですが、結論である4.の各項目について、日本繊維産業連盟の立場からコメントさせていただきたいと思います。

まず、最初の回収でございます。繊維産業小委員会の前に資源循環システム検討会が行われておりますが、その際に回収業者の方から、事業者回収は量的に限られるので、量を集めようとする、どうしても市町村回収が中心になるという御指摘があったかと思えます。当然、繊維関係の事業者が行う回収リサイクルに対するバックアップの仕組みをしっかりと構築していただきたいと思っておりますが、今後、廃棄量25%削減という目標に向けて、回収が少ない市町村もそれなりの数ある状況でございますので、これに対してどのようなバックアップ、支援が講じられるのかという視点も今後必要なのではないかと感じているところでございます。

2番目の技術開発については、R&Dを通じた社会実装に期待するところでございます。

次に、環境配慮設計と次のグリーンウォッシュを併せてのコメントですけれども、これはどちらも情報開示が中心になってくるのではないかと思います。対応の中核になる事業者は、繊維製品の設計を行う事業者とならざるを得ないので、例えば衣料品に関してはア

パレル企業になるかと思います。要するに、アパレル企業が自らの知見で今回の情報開示ガイドラインに沿って資材調達をし、サプライチェーン管理ができるように商品を企画、設計できる、そういう方向に持っていかなければいけないと思っております。逆に言うと、そうでない企業は淘汰されていく世界が遠くない未来に来るのではないかと思います。

当然ながら、サプライチェーンの中で、それぞれの事業者の方々が必要な情報を用意し、アパレル企業に提供するというのも重要なことではございますが、サプライチェーン全体として取りまとめる立場のアパレル企業の役割は、やはり大きいのではないかと思います。

こういった視点で情報開示の現状を見ますと、私は、人権の視点で様々な繊維系企業のウェブページにある情報公開を見てきているのですが、正直申し上げて、本邦企業の取組は公開レベルが抽象的で、具体的な企業の行動、規範にまで落とし込んで公開している企業は本当に数が少ない。数えるほどしかないという現状を心配しているところでございます。

特に上場企業については、コーポレートガバナンスコードの非財務情報開示が義務づけられておりますが、現状はかなり厳しいものがあると思っております。今回の情報開示ガイドラインに沿って、様々な専門家の知見も借りながら、情報開示をどんどん進めていく。これによってグリーンウォッシュの問題も解決していくのではないかと考えているところでございます。

最後に、適量生産でございます。適量生産は、環境問題以前にアパレル企業にとっての経営課題と言っても過言ではない内容でございます。いわゆる各企業ごとに、そのニーズに合った適量生産と目標を持って対応していくことが重要なかなと感じているところでございます。そういう方向性で取り組んでいけば、何かしら結果が出てくると見ているところでございます。

私からのコメントは以上でございます。ありがとうございます。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、この後、手が挙がっていらっしゃる委員で、オンラインの柿本委員、それからこちらにいらっしゃる井上委員、生駒委員という順番でお願いしたいと思います。柿本委員、お願いします。

○柿本委員

柿本でございます。本日はオンラインで失礼させていただきます。委員の皆様と重なるところもあるかと思えますけれども、述べさせていただきます。

現状分析やあるべき姿を意欲的に、そしてスピード感を持っておまとめいただけたと考えております。そして、資源循環ロードマップなども、私たちが見ても明確に判断できる材料を出していただけたのではないかと考えております。ここからは消費者、生活者の行動変容から考えてみたところを述べさせていただきます。

まず、製造工程などの情報開示の部分でございますが、下げ札、タグへの表示は限界にきているような気がいたします。盛りだくさんのものが製品について、非常に読み取るのが困難を極めているのではないかと考えておりますので、いろいろな方策が考えられますけれども、例えばQRコードなどで代用しようという場合、私がEUの教育団体を訪問した折には、QRコードを読み取る練習を小学生のうちから授業の中でしていました。つまり、原料や多様な情報の読み解きかたの訓練しておりました。情報の入手に仕方については、児童・学生のうちから訓練をしておくことが必要なのではないかと思えます。

それから、環境意識の変化というところでございます。繊維も大きく関係しています、マイクロプラスチックなどについては、どういう状況でどのような問題があってどうしていったらいいかとあつという間に全国民に行き渡ったかと思っております。国民・官・民一体となつてつくっていくことが重要であると考えております。

それと、資源循環ロードマップにもございましたように、25%削減という明確な数字を挙げていただいておりますが、問題意識として書かれておりましたけれども、自治体と市民の関係でございます。やはり自治体ごとに処分方法などが様々でございますので、ここは早急に1つの方向を向いて行動していくべきかと思えます。そうしていただきますと、25%削減が早く実現するのではないかと考えております。

以上でございます。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、続きまして井上委員、お願いします。

○井上委員

ありがとうございます。皆様もおっしゃっておられたように、ガイドライン、中間取りまとめ、本当に分かりやすく、このようにやっていったらいいのではないかということができそうだと感じられるような内容だと思えました。このような短い期間でまとめたいて、ありがとうございます。また、経産省だけではなく、消費者庁や環境省と一緒に

なって活動を進めていただいていることが、実装させていくに当たっては大変重要な点であると思いました。そのように取り組んでいただいていることが現実につながりますので、感謝しております。

それらを踏まえて、ロードマップを立てていただいておりますので、この項目に関して意見を申し上げます。

まず、衣料品の回収量の増加に向けた制度整備というところですが。いろいろな整備をしていただいている中では、先ほど柿本委員や富吉委員からも自治体が重要というご意見がありましたけれども、一般生活者、自治体の皆さんが一緒になって取り組んでいただかないとできないことかと思います。特に私は教育面からの対応として、文科省も一緒に取り組んでいただけると、教育の中で、生活者に意識が根付くと思いますので、その旨を企業や経済界からも後押しして一緒に要請してもらえたらありがたいです。

先日、企業の方から、この会社のホームページ等で環境に配慮していることを見て、この会社で働くことで自分が社会に役立つのではないかと考えて、その会社を希望したという学生さんが増えているという話をお聞きました。そのような事例からも、環境に対処したいとか、環境に配慮する会社で社会に対して役割を果たしたいという若い人が増えていることを実感しています。

環境問題というと、大気汚染とか水質汚濁とか、大きなテーマがあって、それに対してどう対処したらいいだろうと考えてしまいがちですがけれども、たとえば繊維産業に関わることであれば、身近な衣生活の中で、直接、具体的に自分たちができることがあると認識できると思います。

私は家庭科教育にもかかわっています。いわゆる受験科目で数学とか理科とか社会とか、そういった科目はもちろん大事なのですが、それが応用されて生活が成り立っているということについてもさらに理解してもらいたい。マイクロプラスチックなどいろいろ言われている問題が自分の行動と直接関わっていることを学んでほしい。家庭科というと調理とか裁縫の世界という意識がいまだにあると思いますが、もうそういう時代ではなく、洗濯の仕方一つとっても、繊維の性質、洗剤の性質、洗濯機の構造など物理的なことが応用されて、生活が成り立っている、そして一つ一つの行動が環境と関わっているということを具体的に教えられる教科です。このような生活に即した実践的な内容についてもっと強化して、子どもたちに学ばせてほしいと産業界から、推していただけると、とてもうれしいです。

次に、資源循環システム構築に資する技術基盤の整備に関しては、NEDOの先導研究が、国プロに繋がっていくと聴いておりますが、企業と大学で一生懸命取り組んでおりますので、引き続きぜひともサポートをしていただきたいと思います。

2年前に繊維技術ロードマップを立てられ、その中で、繊維to繊維、無水染色加工に関しては、かなり具体的に動いていると思いますが、それ以外にもヒューマンインターフェースや、スマートテキスタイルなどあります。これらの項目は、技術があつて、製品ができた後、いかに生活者に製品の価値を訴求するかという部分に関わります。リサイクル製品が技術として出来上がった、その製品はリサイクルしているからいいというのではなくて、リサイクルしているからこそこんな面白いものができたというような、そういった何か新たな価値観がないと、なかなかリピーターにはなってもらえないと思うのです。

そういった新たな価値観を提案していくために、例えば風合いを客観評価するなど、感覚を見える化していく部分を、ヒューマンインターフェースの分野の研究として、取り入れたらいいのではないかと考えています。そこがまだ遅れていると思いますので、産官学一緒になって、その分野にも取り組みたいと考えております。

JIS化だけではなくてさらにISO化を目指すという説明もいただきました。世界に向けて日本が牽引していくというところにも目を向けていただいています。ECの動向やグリーンウォッシュに対応するためにも、サステナビリティをはじめ、技術と製品の特徴を明らかにし、感覚というような項目も数値化して示すことで、生活者に向けてアピールすることができると考えます。今後とも、ご支援をよろしくお願いします。

以上です。

○新宅小委員長

井上委員、どうもありがとうございました。それでは、生駒委員、お願いします。

○生駒委員

ガイドライン、そして中間取りまとめ、ロードマップの取りまとめありがとうございました。

長らくファッションに携わってきた人間として、日本は優れたデザイナーも輩出していますし、海外のラグジュアリーブランドさんが注目するすばらしい素材も提供しているのにもかかわらず、情報公開がすごく遅れていたのも、世界の中ではすごく評価が低かったのです。ここ10年ぐらいですかね。そのことに関してはものすごくもったいないというか残念だなという思いでございましたので、このガイドラインの一步はすごく大きな一步だと

私は思っております。日本のアパレル産業が大きく前進して、未来に向けて進化できるすごく重要な一步を刻ませていただけたとうれしく思っていることをまずお伝えしたかったのです。

同時に、これは企業の方々だけではなくて、これからものづくりに携わる学生さん、大学生であるとか高校生の方々にまで届くような形、ぜひ教育においても応用していただきたい。ぜひ使っていただきたい。ものづくりに取りかかる前からこういう常識を植えつけるようなことも私たちは先んじてしていけたらと思っています。

その際に、EUやフランスの動向は非常に有効だと思いました。とりわけデジタル製品パスポートなどは、ガイドラインの中でも既に目指すように書かれていると思うのですが、デジタルによってトレーサビリティ、QRコードですとか、そういったことも消費者に向けて取組を進めようというお考えはガイドラインの中に少し触れられたと思うのですが、ヨーロッパでは法整備化しようとしている。

あと、ダブル・マテリアリティという言葉がありましたけれども、ファイナンシャル・マテリアリティとインパクト・マテリアリティ、両方を兼ね備えるのが当然なのだ、当たり前前というか常識化していくことも日本企業さんにはすごく勉強になると思ひまして、EUやフランスの動向の紹介もすごくいいと思ひました。

1つ、ロードマップにおきましては、先ほどから皆さんおっしゃっているのですが、衣料品の回収です。専ら物の中から取り出して、本当に独立して、衣料品は廃棄物ではなくリサイクルするものなのだという前提で全国規模で。これは個々の自治体に任せるのではなくて、1つのガイドラインとして基本的にそうしましょう、専ら物の中には入れませんというぐらい衣料品が独立した形でリサイクル、循環経済に向けて有効な存在になるのだということを示すような、こういうガイドラインをつくったときは大きなきっかけになると思うのです。まず、家庭から出る衣料品は一番大きな資源になると思うのです。ですので、ぜひそういったことは考えられたらなと。ですので、25%ができれば50%ぐらいの数字を目指せばと思ひました。

もう1つ、このロードマップの中に入っていないのですけれども、衣料品の輸入率が非常に高いではないですか。98%。製品の輸出率を上げるという目標も持てたらいいなと。これは私の希望です。今2%になってしまっていますけれども、自給率が10%、20%。すばらしい素材はあるわけですから、製品としても輸出していける国になるというのも次の目標としてぜひ掲げられたらと思ひました。

そして、もう一つ、中間取りまとめの中で気になりましたのが人材確保のところなのです。海外のラグジュアリーブランドの皆さんがこぞって日本の素材を使っているのを目の当たりにしてきているにもかかわらず、こういう現状が繊維産業にあるのはすごいギャップを感じていまして、もったいないと思うばかりなのです。伝統工芸の世界でも言われていることなのですが、やはり技術者の方が誇りを持てるような環境もつくれたらいいかなと思って、ドイツにマイスター制度がありますけれども、縫製業者の方って永遠に無名で匿名で下請的な印象があるかと思います。ただ、あえて海外からも指名されてその工場で縫うとか繊維を作るとかということが始まっているわけですから、技術者としての何か格のようなもの、そのようなことも検討できないかなと。

外国人実習生の方々は私は否定しません。すごく技術が高い方も多い。ひいては途上国の産業クオリティを我が国が上げていると思うと、最近展示会に行きますと、海外の縫製工場さんが随分出ていますよね。なので、アジア全体のクオリティを日本が上げていると思えば、それは誇らしいことだなと。ただ、やはり国内で頑張っている技術者さんが誇りを持てる、もっともっと上に行こうと思っていただけるような制度みたいなもの、社会的なポジショニングみたいなものもちょっと検討できたらいいのではないかと思います。

以上なのですが、最後に1つだけ。私、伝統工芸の世界に携わっていますので、情報公開に関して、ぜひ伝統工芸の世界もこのような形でガイドラインとしてお示しできたらいいと思いました。というのは、輸出ができなくなってくるのです。やはり輸出産業になろうと思ったら、情報公開できない産業はこれから輸出が厳しくなります。ですので、繊維産業はもちろんなのですが、あわせて全ての産業において情報公開をこの国が目指していくことを考えたほうがいいと思いました。

以上です。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。それでは、大松沢様、お願いします。

○大松沢氏

ありがとうございます。化繊協会から代理出席の大松沢でございます。よろしくお願いします。

まず、情報開示ガイドライン案についてですが、事例なども追加されて大変分かりやすくまとめていると感じております。それと、中間とりまとめ案ですが、こちらもこれまでに議論した内容がコンパクトに上手くまとめていると思います。そ

の上で何点かコメントさせていただきます。

まず19ページの4番に環境配慮等サステナビリティ対応ということで、図12のフロー図がありますが、この下辺りに、回収量拡大に向けた環境整備が必要と書かれております。また、その下の行には、技術的制約のことが書かれております。繊維to繊維の実現のためには、回収と技術の両方が必須であります、特に回収システムは、一企業や団体では取組に限界があるため、技術面もさることながら、回収システム構築の具体的議論が今後されることを強く望んでおります。

2点目は、26ページに4―3で環境配慮設計の推進がございますが、その第2段落目に、環境配慮設計ガイドラインに基づいて設計された繊維製品の普及のため政府調達における取組を推進すると書いていただいております。調達品目の追加や拡大は、環境配慮繊維製品の市場拡大を大きく後押しする施策と思いますので、ぜひお願いしたいと考えております。

最後に27ページの4―4、グリーンウォッシュへの対応であります。第4段落目に、第三者機関による評価を行う仕組みの構築と書かれております。リサイクルなど、サステナビリティ関連で第三者認証を得ようとした場合、現状は国内には認証機関が少なく、海外の認証機関に依存せざるを得ないケースが多いのではないかと思います。第三者機関は日本国内の機関であって、日本としてこの機関の認証を保障するような仕組みが必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。認証だと日本に認定団体があります。認証機関を認定するところ。ただ、それが公的な認証にならないと、なかなか難しいですね。今のような形だと、その枠組みに乗りにくいのかなと思いました。

○田上課長

I S O14000シリーズと17000というシリーズ、2つ製品認証するところがございまして、それぞれ日本適合性認定協会と製品評価技術基盤機構（N I T E）で認定するという仕組みがございまして。それは国際的に整合性のある、確立した制度に基づく認定、認証のスキームがございまして、そうした適合性評価を受けた認定機関のほうから認証を受けた認証機関で、それぞれ製品なり取組を評価されるということが今後広がっていくことを我々もしっかり応援していきたいと思っております。

例えば、GRSなどでケケンが、NITEから認定を受けて取り組み始めていらっしゃるし、私も個人的には、日本のこういった検査機関にもっと国際認証をやっていただく、これは産業政策的にもやっていくべきだと思いますので、そうした取組を応援していきたいと思います。これは御指摘のように今後の課題だと思いますので、NITEともよく相談しながら取り組んでいきたいと思っています。

○新宅小委員長

ありがとうございます。それでは、福田委員、お願いします。

○福田委員

まず、事務局の皆様ありがとうございました。おかげさまでガイドラインの策定というところで、繊維産業で一定のマイルストーンが引かれたのかなと思っています。

その上で、私からは次を見据えて1点提言と、あと2点ほど確認、質問をさせていただきたいのですけれども、1点目が、ネクストステップとして重要な課題として、今後、繊維産業が取り組まなければいけないものとして、資料4—1の10ページです。図7に全てのエッセンスが詰まっているのではないかと思います。

田上さんからも御説明があったように、日本は生地が非常に評価されていて、3,000億ぐらい輸出があつて、他方で製品の輸出が少ないという話がありましたけれども、製品の輸出を実数で見ると、日本は700億円に対してフランスは1.4兆、ドイツ2.8兆、イタリア2.9兆ありますと。もちろん製品輸出を増やしていくことはとても重要になるのですけれども、その前に、やはりフランスとかドイツの1兆円以上のものが自国で作られて輸出されているところが大きなポイントかなと思っています。

というのも、全て自国で生産して輸出されると、それが全部GDP貢献につながるようになりますので、日本でしっかりものづくりを行うような生産回帰を今後行っていくことが重要で、先ほど点数ベースですと98%輸入になっていて、金額ベースですと8割弱という御説明がありましたけれども、そうすると、例えば今、日本国内のアパレル市場は約9兆円あるわけですが、この9兆円のうち7兆円強ぐらいは海外で作られている。なので、アパレルの原価率を20%、30%ぐらいとすると、7兆円の最終市場で売られているものの2兆円ぐらいは海外の産地に落ちていて、日本には落ちていないことになります。

なので、日本で物を作って、日本の産地にもお金が回るような仕組みにしていくこと。その上で、さらに海外で売れるものを作っていくという2段階のステップを検討することが重要になるのではないかと思います。

今後、間違いなくサステナビリティの観点でも、消費財については地産地消の流れが強くなっていくと思いますので、この地産地消の流れを政策的にどうプッシュしていくのかを検討するのがとても重要なのではないかと考えています。

フランスの法律の話で、ウルトラファストファッションに対して罰金を科すという話が先ほどありましたけれども、あれは一義的にはサステナビリティの観点で切り込んでいっていますが、やはり裏には自国の産業を守るという産業政策的なところが非常に色濃く出ていると思います。ですので、やはり日本も海外からどんどん安いものが自由に入ってくるものであったり、あと日本企業が海外で安く作って日本に持ってくるような動きを何かしら牽制する形にしないと、構造的になかなか変わっていかないのではないかと考えていますので、ぜひ地産地消を促進するような仕組みをネクストステップとして考えられてはどうかと思っています。

その上で2点ほど確認、質問になるのですが、今回、資料6で新しく国内回帰を促す仕組み、制度がありますということで御案内いただいて、これは非常にいいことだと思うのですが、中身を読む限り、国内の生産拠点を整備するところに補助を出すと読めます。ただ、他方で、国内の川下の多くのアパレルは、生産拠点を自分で持っていないですし、基本的には国内の縫製工場とか産地を使ってアパレルを作っていくということが今後起こっていくので、国内のアパレル事業者が海外から国内の産地に切り替えるというところに対して補助を出していかないと、なかなか一足飛びに国内生産の拠点整備にお金を投じるところにはつながらないと思うのです。

なので、国内のアパレル事業者が国内の生産に変えていく、地産地消に変えていくというところに対して何かしらインセンティブを与えられるような仕組みができないかなというところが確認ポイントの1つ。

もう一つは、ロードマップの中に、今の流れともつながるのですが、以前、ドラフトの段階では供給点数に関する目標が書かれていたと思います。具体的には、今38億点ぐらいになっているのをバブルの頃の20億点に戻しましょうと。それがいつの間になくなっていくのですが、この背景について伺いたい。というのも、あの供給点数の目標は非常にいい目標だと私は思っていて、なぜかという、結局、安いものを大量に作るというビジネスモデルがしにくくなるわけですね。そうすると、今の日本のアパレル企業がどう考えるかという、売上げを保つためには単価を上げていかなくてはならない。

そうすると、点数を絞って単価を上げるために付加価値をつくる、そのためには国内の

産地を使おう、そういう流れになっていくと思いますので、何かしら海外から安いものがたくさん入ってきてしまうようなところに対してもセーブをかけていくような目標であったりK P I、その辺りを設けていくべきなのではないかと思っております。ですので、なくなってしまった背景とか、その辺りもぜひ御説明いただければと思います。

○新宅小委員長

そういえば数字の記載がありましたね。

○田上課長

前は記載をしていましたが、当時も根拠等について複数の方から御指摘いただきましたし、適量をどこに置くかといったところ、十分な議論できていなかったため、取りまとめの中でも適量をどうするかを引き続き考えていきたいということを記載させていただきました。

今後、小委員会は一旦取りまとめをして、夏の間、我々ももう少し勉強して、また年内、恐らくJ A S T I（仮称）の議論を実施しなければならいと思いますので、その過程でまた議論していきたいと思います。その中でディスカッションを重ねながら、適量をどのように置くかという点について、御相談させていただければと思います。

また、事業再構築補助金の中では、海外で生産していたものを国内に移す類型と、国内産地のサプライチェーンを強靱化していく類型という2つの類型があります。御指摘のアパレルが海外生産していたものを国内に移す取り組みに使えるかどうか改めて確認させていただきますが、もともと日本でものづくりをやっていた工場が海外に一旦移り、その工程・工場を国内に戻してくる取り組みを対象とした想定ですが、物を作っていないアパレルさんが海外生産から国内工場に切り替えるという取り組みに使えるかどうかというのは、確認して共有させていただきたいと思います。

○新宅小委員長

ありがとうございます。今の問題、福田委員が御指摘したところに係って、ちょっと私も発言したかったので発言させていただきます。サプライチェーン強靱化の中で国内回帰という話が出ていたのですが、適量生産にどのくらいの数字を入れるかは別にして、いろんな分野で今やはり潮目が変わってきていると思うのです。

海外の低コスト国に出て行って、安いものを大量に買ってくる、国内の製造業はそれにどう対抗しなければいけないか。その間、日本国内の要素コストは上がっていなかった。賃金も変わりませんでした。でも、海外とは格差があった。その中でどう戦っていくのか

という状況でした。賃金など海外のコストが上がって、内外のコスト格差はだんだん縮小してきた。これが20年ぐらいの動きです。それがこの数年間で今まさに変わってきていて、国内のコストが逆に上がって、20年間上がらなかったものが、原材料費も賃金も光熱費もみんな上がっています。しかも円高だったのが円安になってくる。もう全く状況が変わっていると思うのです。状況が変わっているというのは、逆に言うと、今までのやり方を皆さんが大きく見直すよい転機なのだと思うのです。

だから、そういう中で言うと、安いものをたくさんではとても生き残っていけなくなるということを皆さん感じているわけです。例えばサプライチェーン強靱化という中で言うと、政府もやっていらっしゃるけれども、みんながある種の価格転嫁というか、一番川下のところは安いものを大量にでは生き残れなくなってきた、ちゃんとコストを吸収できるようないいものをしっかり高く売る、それを供給する技術のある国内製造拠点がある、資源循環的なものはその中にも入っていく、これもある種のコストがかかるわけですが、そういう方向に変わっていかなければいけない。今まだ中間取りまとめなのですが、最終のところでは何かそこら辺をもっと大きく入れていけるといいなと考えています。

そうすると、例えば輸入浸透率98%という、毎回見飽きましたみたいなものなのだけでも、あれも数量での表示をやめたほうがいいと思うのです。価値で見たほうがいいと思うのです。目指すのは価値なのです。数量で勝負ではないわけですから、あれで何%国内に戻せるか。ああいう統計から見直すって結構大事だと思うのです。

もう一つは、いろいろな意味で経済安全保障の面でも資源循環の面でも、重要な情報としてサプライチェーンの見える化を業界でもうちょっとできないか。結構難しいのですよね。前に検討委員会で数字を出してもらおうと思って計算してもらったのですが、よく分からない。結構行ったり来たりしていますから、生地が日本で、向こうへ行って、何か一瞬戻ってきて、染めにして、また向こうで縫製しているとか、そういうのがいっぱいあって、物の流れが今現在どうなっているかをちゃんと把握するというのは、チョークポイントという話がありましたけれども、国内で廃業してしまうという問題だけではなくて、海外のどこかが何かあったときにどうするのというのは大変な問題ですから、そこら辺をもう一回、ちゃんと協会とか政府も含めてしっかり把握しておくことは重要なのではないかと思います。

ちょっと余計なことを申し上げたかもしれませんが、続きまして、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員

西村あさひ法律事務所の弁護士の渡邊です。これまでの議論を大変よくまとめていただきまして、事務局の経済産業省の皆様、大変ありがとうございました。私自身、人権への取り組みについては2022年の繊維産業ガイドラインから御一緒させていただいて、資源循環の方は昨年の方の年明けから議論の中で御一緒させていただきましたけれども、この短期間に資源循環について、回収も技術開発も設計ガイドラインの話も情報開示もかなり急ピッチで、よくここまでのものに形とされたと思っていますところでございます。

一方で、私が関与させていただいてから資源循環については1年半、人権については3年ぐらいの間、やはり欧州の中でもかなり動きが多いです。去年の段階ではまだどうなるかよく分からなかったものについて、今この最終中間取りまとめの中でも確定したとして書かれている欧州の規制が非常に多くなっていると思います。グリーンクレーム指令案もそうですし、エコデザイン規則に関しても今年になって直近、採択がされております。CSRDすなわち情報開示に関するサステナビリティ報告指令については、2年前はまだ日本の大手企業の中でもダブル・マテリアリティなんて本当にあり得るのかと本当に多くの企業さんがおっしゃっていましたが、今はもう誰もそんなこと言わず、ごく当たり前に、このように中間取りまとめでもダブル・マテリアリティと書いていただいております、とにかく非常に動きが速いと思っています。ここでとどまらないです。CSRDの下位法令のESRSに関して中小企業向けの基準もこれから最終化されることになっていて、まさにサプライチェーン上で日本の繊維産業の中小企業が欧州の企業から求められていく情報開示の範囲も、そちらが鍵になる文書になっていくわけでございます。

今回、情報開示ガイドラインの最後の「おわりに」のところに3年をめどにフォローアップをすると書いていただいておりますけれども、恐らくその前にこのガイドラインに関しても見直しのタイミングは検討していかなければいけない状況になると思っています。ESRSの話もそうですし、日本の中のSBBJの最終化も来年3月までにはされる予定でございまして、これからもどんどん速い動きで進んでいきますので、その点については念のため言及をさせていただきます。

情報開示に関しても、開示をしようと思うと、必然的に、その前提になる取組をしなければいけないといった関係になっていきますので、開示のために実際どういう設計にしているのかというところは、その前段階の設計ガイドラインのところにも跳ねてくることもあるのかなと思っています。

もう一つ、先ほど新宅座長がおっしゃっていたサプライチェーンの見える化の話です。実は今回、中間取りまとめの中でその点あまり書かれていなかったのかなと私も今思いましたけれども、人権DD、環境DDの出発点とも言えるのがサプライチェーンのトレーサビリティでございます。やはり私も日本企業を御支援させていただく中でも、サプライチェーンのトレーサビリティはまだまだこの業界でもできていないということがあると思っています。

今回の中間取りまとめの中では、縫製工場の中での監査標準事項の策定と取引適正化の観点は書かれていて、それ自体は非常に大事なステップになるかとは思っていますけれども、これから欧州でCSDDDという、これも最近理事会で最終承認されまして、2027年には大企業から適用が始まっていくわけでございます。開示だけではなくて人権DD、環境DDもその前から欧州の企業は動いている、もう今から動き始めていく、内容が固まったのでそれを踏まえてやっていくことが想定されています。

というわけで、大手のみではなくて、大手からサプライチェーンの透明性確保を求められる中小企業も、自分たちの上流にいるサプライチェーンの構造に関してはきちんと把握をしていかなければいけないという意味で影響を受けると思いますので、この点に関して、もし中間取りまとめに少しだけでも言及できそうであれば、トレーサビリティの観点を追加してもいいかなと思いました。

以上です。大変ありがとうございました。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、この後お2人残っている御発言で、オンラインの筑紫委員と吉高委員に最後お願いしたいと思います。

○筑紫委員

上智大学の筑紫です。私も今回のガイドラインと中間取りまとめは重要な一歩だと考えております。資源循環ロードマップに情報開示リスクも含めて具体的な数値が入ってよかったと思います。今後はそれに沿って着実に取組が進んでいくことを期待しています。

今、渡邊委員からも御指摘がありましたけれども、今後はフォローアップが重要かと思っています。それに応じて適宜見直しですとか追加的な対策が必要かと思っています。特にEUではエコモジュレーションの検討も進んでいるというお話がありましたけれども、日本も必要に応じてそういった制度の検討もすべきと考えております。

以上です。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、吉高委員、お願いします。

○吉高委員

どうもありがとうございます。今回のガイドライン、そしてまとめは、私が申し上げた見やすさとか、非常にすばらしく出来上がったということで、私も大変満足しております。皆さんの御努力に大変感謝しております。ありがとうございました。

私からは幾つかございますけれども、まず、今回の開示ガイドラインに関しましては、ぜひ金融機関や投資家に伝わるような形で展開していただくのがいいのかなと思っております。投資家は、大手上場企業のほうしか見ませんけれども、サプライチェーンの管理もしっかりすることを求めていますし、地域の中小企業のサプライチェーンの方がふだん金融機関とどのように接されているか具体的には知りませんが、必ずそういった接点はあるので、地域の金融機関や商工会議所なども含めて、なるべく展開していただくのが大変ありがたいと思っております。

もう一つ、ガイドラインに関しましては、先ほど渡邊先生がおっしゃっていたように、必ずブラッシュアップしていただきたいのはございます。ただ一方、今、内閣府でも国際標準化にもっと日本が関わっていくべきだという動きがあります。もちろんこの業界は、欧州のサプライチェーンに非常に影響するために受け身になってしまうところはあると思うのですが、やはり日本特有の繊維産業のいろいろな特色があると思いますので、そういったのも国際的には打っていつていただきたいです。ISOだけではなくて、今後様々なガイドラインが出てくるときに、ぜひ今回の中間取りまとめやガイドラインの中のことを発信していただくのが大変いいと思います。ロードマップなどもどんどん英語にして、日本はこんなにやっているのだということをぜひ発信していただきたいと思っております。

最後に、先ほど調達の中に入れるとおっしゃいましたが、もしできたら、例えば今年度の大阪万博の調達コードはもう決まっていますけれども、世界に向けて日本がこのように開示のこともやり出しているということを示すためにも、今後の何かの国際イベントの調達コードの中に組み合わせられるといいのかなと思いました。難しいと思いますが、少し御検討いただければと思っています。

私も今グリーンビジネスを大学で教えておりまして、前にも申し上げましたけれども、たくさんの学生がサステナブルなビジネスをやりたいと言っています。そのビジネスのア

アイデアの中には必ずファッションが入っております。先ほど生駒先生もおっしゃったように、これも分かりやすい何か冊子でも作っていただいて、全国的にサステナブルファッションや地域の方々に届くような形で、お時間かかってもいいので、是非実行していただけると大変ありがたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。そうですね。どこに出していくかは十分重要ですね。だから投資家向けにもうまく見えるようにしていけるといいなと。万博はどうか分からないですけれども、オリンピックのユニフォームに採用するとか、本当はできればよかったのですけれども。

一旦これで最後になります。せっかくですので、ずっと御参加いただいた環境省の近藤室長と消費者庁の山地課長、ちょっとそれぞれ簡単に御発言いただければと思います。

○近藤室長

環境省の近藤でございます。今日は遅参して申し訳ございませんでした。

今回の中間取りまとめ、大変ご苦勞さまでございました。我々もできる貢献をしてきたつもりでございます。全般的な関係で申し上げますと、最近、やはり資源循環という、経産省さんと地方自治体さんと一緒に組むことが多い。特に上流である環境配慮設計等の部分と静脈である廃棄物リサイクルの部分がちゃんと組んで取り組んでいくことは非常に重要でありまして、今後について御期待いただいているのかなと思っております。

今、環境省では、循環基本計画という国全体の資源循環の施策を取りまとめる計画第5次の策定作業をしておりまして、最終段階に来ておりますけれども、今日出てきた議論と結構関係する議論が出てきておりまして、まず1つは、再生材を使うということについてなのですけれども、やはり再生材を使うことにコストはかかるのだということは、消費者の方々も企業の方々も十分理解した上で物を流していくことに取り組まないと、日本の技術というかこれまでの蓄積、循環基本法ができて20年たちますが、様々な企業さんが再生材を使う技術開発を進めてきている中で、それが世界に評価されていないということになるので、日本でマーケットをつくっていくには、ちゃんと再生材を使っていく。それがある程度コストのかかるものであって、それをしっかり商流に乗せていくことをみんなでやっていくことが大事です。

短期的には経済合理的ではなくても、中長期的に合理的なものであれば、それは政府の

御支援をいただきながらその壁を乗り越えて、その先に行くことが大事だということは経団連さんもおっしゃっており、そのような御意見が出てくるというのは、また1つ新しい視野が開けたのかなと感じております。

あと、消費者の方々の関係でいくと、やはり行動変容みたいなことが大事であって、ふだんの生活をしている中で、それが自然にサーキュラーにつながっていくといった仕組みづくりも大事でありまして、我々もそのところをしっかりとやっていかなければいけないと考えております。

また、ものづくりという観点でいきますと、S I P、戦略的イノベーション創造プログラムで、これは自動車ですけれども、今自動車を作るに当たって一定程度の再生プラスチックを使わなければならないという規制がEUで議論されておりますが、この中でもバージン材を使って物を作るのと、再生材を使って物を作るのは全く違うという議論がよくされております。そういう意味で言うと、物を作るというところから物を買う、使うということとは全く変わってくるのではないかと考えていまして、それは先ほどの適量生産と同じですけれども、どういうものをどれだけ買って、修理をしながらどれだけ大事に長く使って使って、それをリサイクルあるいはリユースに回していくのかといったところは、これまでと全く違う購買・ライフスタイルの流れになっていくのかなと思います。その中でどう付加価値を生んでいけるのかということは、社会全体として考えていかなければいけないと考えております。

また、回収のお話がいろいろ出ておりました。衣類の回収は大事な部分もありますけれども、他方で国、それから都道府県、市町村がいろいろな業者さん、あるいは市民の方々の力を借りながら、適正処理と資源循環のバランスを取りながら進めていくということをやっております、その中で環境省もできることをやっていくということをしっかり考えていきたいと思っております。

特に衣類でいきますと、リサイクルは大事ですが、まずは長く使っていただく。それからリユース。いいものを長く使っていただくということですね。リペアも非常に大事になってくると思っています。この辺は我々もまだ取組が十分でない部分もございますし、他方で、リユース産業の方々の話を聞くと、ここ数年間やはり皆さん10%、15%伸びているのです。リユース市場自体はどんどん広がっているということがありますので、この流れをどううまく捉えていくのかは非常に重要だと思っております。

自治体さんのほうで言えば、普通の再生可能エネルギーと違って、パネルを置くだけで

解決するわけではありません。物を捨てる人がいて、それを再生させる人がいて、買う人がいて、つながって初めて資源循環が回っていきますので、単に集めるだけではなくて、リユース、リサイクルといった出先を考えて初めて集めるということが動いていくところが非常に難しい部分なのですけれども、ここをちゃんと考えながらつなげていくようなグッドプラクティスを周知していく、あるいは自治体さんにちゃんと入って行って、うまくいっているところ、うまくいっていないところ、もう少しちゃんとかみ砕いて聞いて伝えていくという努力を我々も続けていきたいと思っております。

そういう意味で、今回の取りまとめをきっかけにしながら、経産省さん、あるいはいろいろな業界の皆さんと一歩でも取組を前に進めていけたらと思っておりますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、消費者庁の山地課長、いらっしゃいますか。お願いします。

○山地課長

山地でございます。今日はオンラインの出席で失礼いたします。ずっと出席させていただきまして、ありがとうございました。そして、ガイドライン取りまとめの御尽力、経産省に敬意を表したいと存じます。

やはりこの議論の中でも、消費者にどう伝えるかという議論が非常に多くされたことについて心強く思いましたし、また、先ほど来、御議論ありますように、適量生産・適量消費になった場合、付加価値がついて、そして価格もそれに見合ったものになっていくという部分について、消費者自身が腹落ちしながら買っていくという購買行動につなげていくためには、やはりその背景になるものについて伝えていただくとともに、消費者も理解していく努力が必要だということを改めて感じたところでございます。

中間取りまとめの28ページにございますけれども、特に若年層に届きやすいという状況もありますので、そういったところに届くような教材作成等、我々も取組を進めていきたいと考えているところでございまして、その際にはまたお知恵をいただきたいと存じます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。今回はどうもありがとうございました。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、そろそろお時間ですので締めたいと思います。本日は長時間にわたって御意見いただきまして、どうもありがとうございました。各

委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、事務局においてガイドライン案、取りまとめ案、ロードマップ案、それぞれを修正させていただきたいと思います。その上で、最終的な中間取りまとめにつきましては、委員長である私に御一任いただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、私のほうで責任を持って取りまとめを進めていきたいと思います。

最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○田上課長

長時間にわたりまして、ありがとうございました。今後、委員の皆様から御指摘いただいた内容につきまして、事務局で修正案を検討いたしまして、委員長の御了解をいただいた上で「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」、「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間取りまとめ」、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を公表させていただきます。

この小委員会は、2023年11月に再開いたしまして、7回にわたって委員の皆さんと議論、検討を行ってまいりました。活発に御議論いただきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。いただいた御指摘を踏まえまして、繊維産業の発展に向けてしっかり努めてまいりたいと思います。また引き続きよろしくお願いします。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。最後に、皆さん本当にどうもありがとうございました。

こういうリサイクルの流れを進めていくのはなかなか大変だと思うのですが、さっきのお話とか、今日ちょうどこういう再生ポリエステルを着ながら思ったのですが、例えば自動車などと言うと、自動車に限らず鉄という素材で言えば、リサイクルするのは当たり前なのです。回収したというか、もう一回高炉には入れないのだけれども、鉄を電炉で溶かして再生して使っている。これはずっと昔からそのようになっている、それとバージンな鉄鉱石から作るものといろいろなものがあるのだけれども、我々は全く意識しない。社会の中でそれが当たり前になっている。

化学系のものは、プラスチックは多少難しいのですが、今日こういうポリエステルのシャツを着て思ったのは、何か鉄と同じだなと。着てしまえば分からない。だから、そういうバージン材とリサイクル材が当たり前に混ざっている社会ができればいいなとい

うのが1つ。

もう一つ、さっき回した天然繊維は、残念ながらやはり何か分かるなど。それが、井上先生がおっしゃるように価値になるといいと思うのですけれども、これは我々が長らく経験しているもので言うところの紙ですよね。これは大体分かるわけです。名刺にしてもプリンターの紙にしても、ふにゃふにゃとしている。でも、これはこれで消費者がリサイクル、資源の再利用というものに対する意識を高める上ではとても身近で、物すごく価値がある。そもそも衣料品はみんなが使うものですから、B to Bで動くものというのは、社会的な動きにはなかなか見えないので、つながりにくいというのかな、そういう意味で言うと、こういう衣料品をベースにして、いろいろな日本社会全体に広がっていくととてもいいきっかけになる産業だと前々から思っていますので、そういうものをうまくこの業界で広げていければ、この業界にとどまらず、非常に大きな影響力を持ってくる非常に重要な産業だと思っています。

長い間、議事に御協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、これをもって小委員会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。